

第三次地域管理経営計画書

第一次変更計画

(肱川森林計画区)

計画期間 [自 平成20年4月 1日]
[至 平成25年3月31日]

[変更年月 平成22年3月]

四 国 森 林 管 理 局

第三次地域管理経営計画（肱川森林計画区）の変更について

【変更理由】

健全で活力ある森林を造成するため、林分密度の調整が必要な林分について間伐を実施することとし、国有林野管理経営規程（平成11年1月21日付け農林水産省訓令第2号）第6条第8項に基づき変更するものである

【変更する項目】

- 1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項
 - (4) 主要事業の実施に関する事項

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(4) 主要事業の実施に関する事項

① 伐採総量

(単位：m³、ha)

区 分	主 伐	間 伐	計
計	44,309 《41,209》	<u>88,587</u> (885)	<u>132,896</u>

注：《 》は分収林の収穫量で内書、()は間伐面積である。